

原料等価格・人件費・電気料金などのコストアップの影響を受けている中小企業者の皆様へ

コストアップに対応する資金のごあんない

北海道経済部経営支援局中小企業課

原油・原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の値上げなどのコストアップへの影響に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次の資金メニューを用意し、中小企業者の方々の資金繰りを支援しています。

□制度の概要

	原料等高騰対策特別資金	景気変動対策特別貸付
資金のポイント	原油・原材料価格の高騰の影響によって、売上原価や販管費（人件費を除く。）が増加している場合に利用できます。	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。
融資対象	<p>(1) 原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している中小企業者等</p> <p>(2) <u>原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等</u> 【平成26年9月16日～対象拡充】</p> <p>(3) 原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等</p>	<p>(1) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等</p> <p>(2) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している中小企業者等</p> <p>(3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等</p> <p>(4) <u>最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等</u> 【平成26年9月16日～対象拡充】</p>
資金用途	(1)・(2) 運転資金 (3) 設備資金	事業資金（運転資金・設備資金）
融資金額	1億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	<p>《固定金利》</p> <p>5年以内 年1.3%</p> <p>10年以内 年1.5%</p> <p>《変動金利》</p> <p>年1.3%</p> <p>（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）</p>	<p>《固定金利》</p> <p>3年以内 年1.4%</p> <p>5年以内 年1.6%</p> <p>7年以内 年1.8%</p> <p>10年以内 年2.0%</p> <p>《変動金利》</p> <p>年1.4%</p> <p>（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）</p>
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

□お申し込み方法

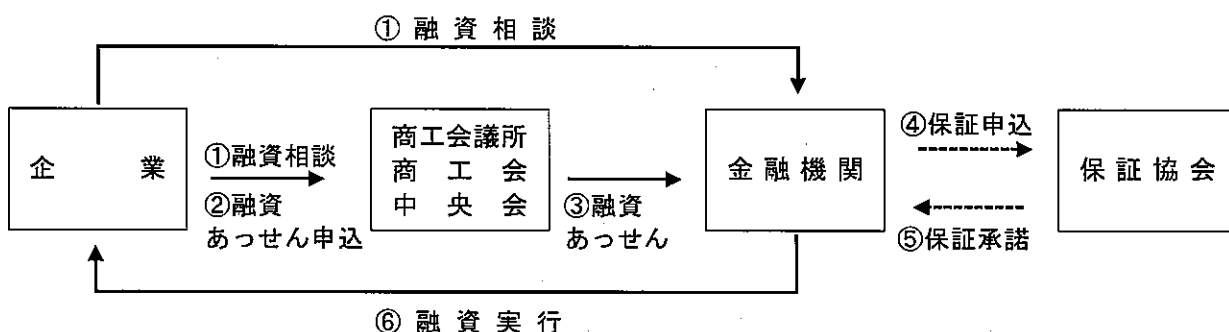
資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて地元の商工会議所、商工会又は北海道中小企業団体中央会に“融資あっせん”の申込みをしてください。

○ 申込みに必要な書類

- ・最近2か年分の決算書等
(2期分の決算又は申告を終えていない場合は、提出可能な決算書等及び直近の試算表)
- ・法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・設備資金の場合は、見積書及び設備などの図面
- ・売上高や売上原価などの科目(費用)内容を証明できる書類(月次試算表など)
- ・事業計画書(別に定める様式)等

※金融機関又は保証協会において融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

□融資までの基本的な流れ



□お問い合わせ先

お近くの信用保証協会、各商工会議所、各商工会、北海道中小企業団体中央会、または次の道庁の窓口へお気軽にお問い合わせください。(電話番号は、担当係(グループ)への直通番号です。)

経済部経営支援局中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5828	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林-ツ総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9590	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-26-9044
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>

□その他 中小企業への支援施策などについてはこちら

- 北海道経済部 経済企画室 [道の経済施策全般について]
TEL : 011-204-5308 URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/>
- 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター [道内中小企業の総合支援機関]
TEL : 011-232-2001 URL : <http://www.hsc.or.jp/>